

区分 資格	無線局の無線設備	技術操作					
		すべて	500W 以下	100W 以下	50W 以下	10W 以下	多重設備
第二級陸上 特殊無線技士	① 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備	● (注2)					
	② 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの					● (注2)	×
	③ 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) のレーダー (②のもの以外のもの)」	● (注2)					
	④ 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの多重無線設備				● (注2)		
	⑤ 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) の無線設備 (レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。) で次のもの － 50W以下の無線設備で25,010kHz～960MHzまでの周波数の電波を使用するもの				● (注2)		
	⑥ 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) の無線設備 (レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。) で次のもの － 100W以下の無線設備で1,215MHz以上の周波数の電波を使用するもの			● (注2)			
第三級陸上 特殊無線技士	① 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) の無線設備 (レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。) で次のもの － 50W以下の無線設備で25,010kHz～960MHzまでの周波数の電波を使用するもの				● (注2)		
	② 固定局、基地局等の陸上の無線局 (注1) の無線設備 (レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。) で次のもの － 100W以下の無線設備で1,215MHz以上の周波数の電波を使用するもの			● (注2)			

注1 陸上の無線局とは、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。

2 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作	
		国内通信	国際通信
国内電信級陸上 特殊無線技士	陸上に開設する無線局 (海岸局、海岸地球局、航空局及び航空基地局を除く。) の無線電信	●	×